

土砂災害防止法とは

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（2001年（平成13年）制定）」とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進しようとするものです。

基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。



■都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します

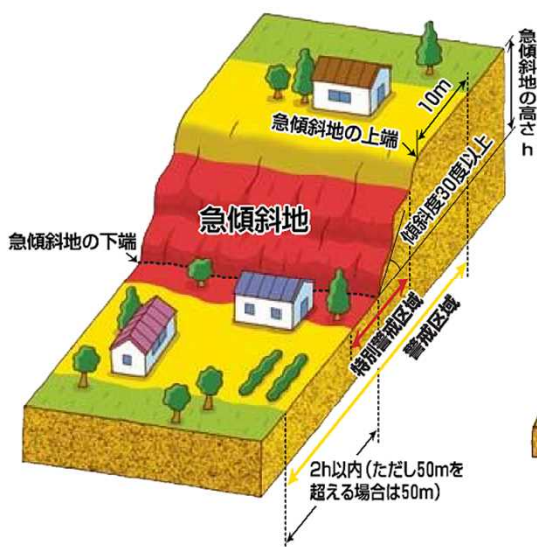
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

※イエローゾーンのうち、土砂災害が発生した場合に建物が損壊し、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域

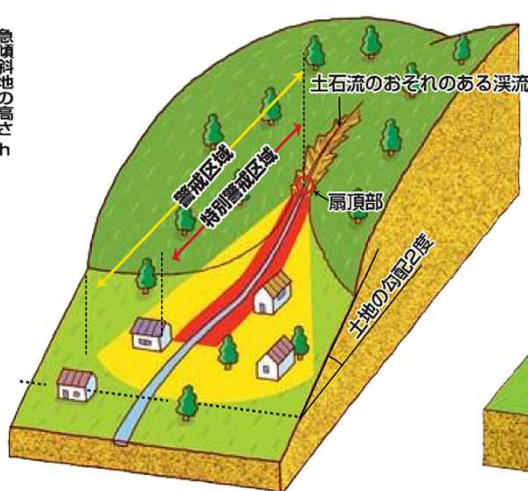
■こんな場所が区域指定の対象となります

がけ崩れ



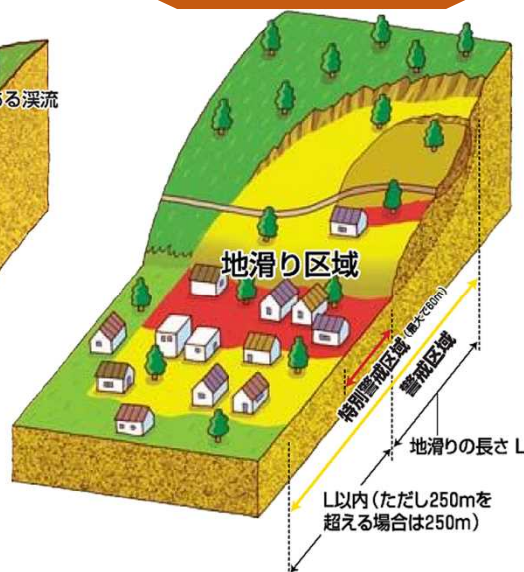
雨や雪解け水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象

土石流



山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れる現象

地すべり



雨や雪解け水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象

■ 区域指定されると…

イエローゾーンでは…

警戒避難体制の整備

(土砂法第8条)

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制整備が図られます。



宅地建物取引に伴う措置

(宅建業法第35条)

警戒区域内の宅地建物取引に際しては、宅地建物取引業者は、対象となる建物や土地が警戒区域等（イエローゾーン・レッドゾーン）に含まれていること等を「重要事項説明」することが義務づけられています。



レッドゾーンではさらに…

建築物の構造規制

(土砂法第24条)

区域指定後、新たに建物を建築する場合、がけ崩れ等の発生により作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。



特定の開発行為に対する許可制

(土砂法第10条)

災害時要援護者※が利用する社会福祉施設等の関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

※高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者

